

預かり保育のご案内

両親ともに仕事をしている方など、教育標準時間外に園児を預かってほしい方のために、教育標準時間の前後に預かり保育（1号認定（ホーム）・2号認定（のびのび））を実施しています。

月極をご希望の方は、園児募集要項をご参照ください。

要支援児の預かり保育の受け入れに関しては、事前に必ずご相談ください。園での園児の様子により、職員配置の関係上、お預かりできない場合がありますので、ご了承ください。

記

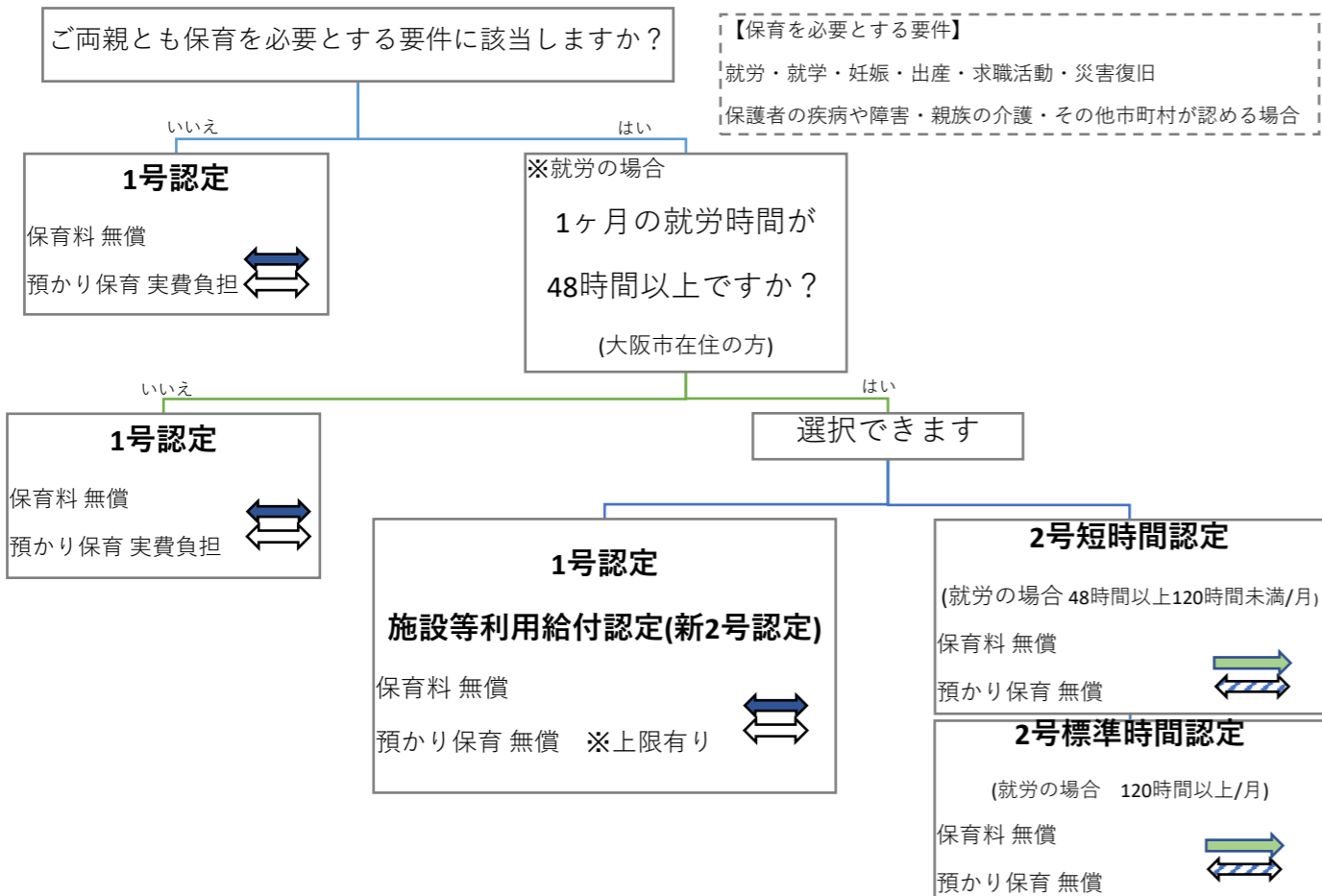
預かり保育とは 1号認定……ホーム(月極)・いちにちホーム(単発)・ひまわりクラス
2号認定……のびのび

実施日 - 1. 幼稚園の保育を行う日
2. 長期休暇中は、以下の通り ※令和2年度例

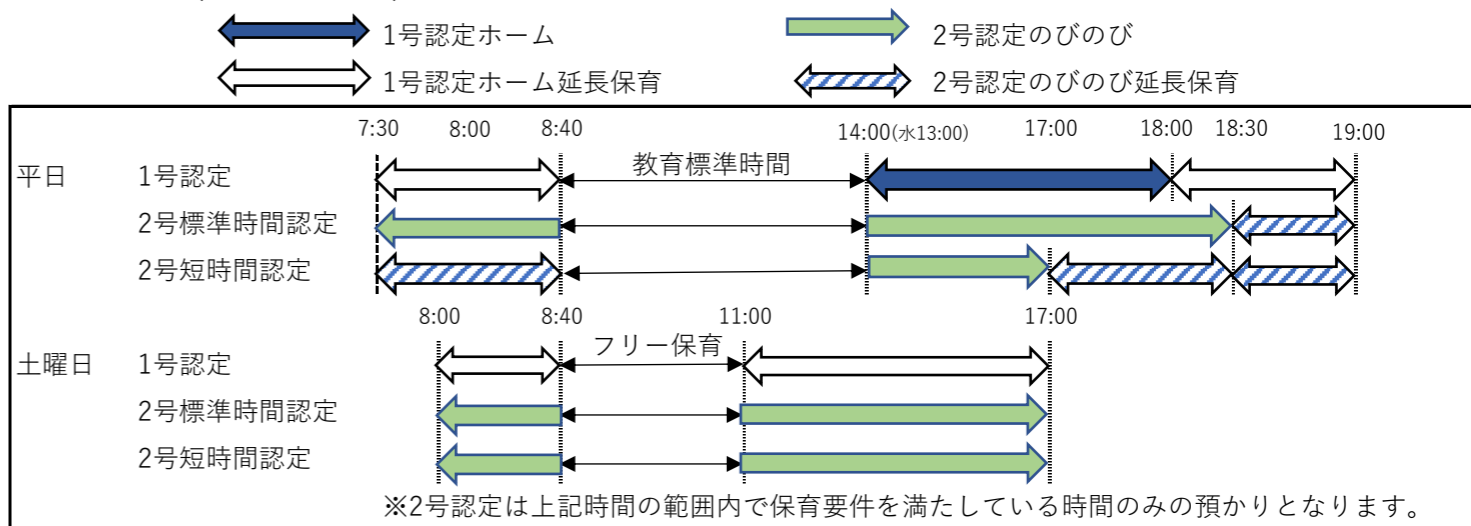
春休み……4月2日～4月7日	冬休み……12月24日～12月28日・1月4日～1月7日
夏休み……7月18日～8月8日・8月17日～8月31日	春休み……3月24日～3月31日

定員 - ホーム(月極)+のびのび(50名)……145名 (年少45名 年中・年長50名)
いちにちホーム(単発利用) ……10名

給食 - 短縮保育、長期休暇中も給食があります。ただし土曜日、行事(年間約5回)は、弁当持参です。
3月下旬に年間行事をお渡しします。



利用時間（通常保育時）



※2号認定は上記時間の範囲内で保育要件を満たしている時間のみの預かりとなります。

各認定区分について

認定区分	1号認定 ホーム(月極)	2号標準時間 2号短時間		
条件	3歳～5歳 預かり保育を希望する 3歳～5歳	保護者の就労等で長時間の 保育が必要な家庭 ※要申請 (P8参照)		
保育料	令和元年10月から幼児教育・保育の無償化により、保育料無償 部分			
休業日	土日祝日・春休み・夏休み (夏期保育期間あり)・冬休み	日祝日・4/1・6月第1土曜日(保育参観) 8/12～16・10月運動会・12/29～1/3		
毎月の費用	教育充実費	4,000円	6,000円	
	母の会会費	900円	900円	
	給食費	主食費 1,500円 + 副食費 3,500円	主食費 500円 + 副食費 2,000円	2,000円
				5,500円
預かり保育 延長保育	※特定徴収金(給食費・教育充実費・母の会費)は、年額を12か月で割った費用のため毎月定額を納入していただきます。 注1 短縮保育・長期休暇中の給食費(主食費500円、副食費2,000円)の年額を12か月で割った費用のため毎月定額を納入していただきます。			
預かり保育	両親ともに仕事をしている方、用事など教育標準時間外に園児を預かってほしい方のためにホーム・いちにちホーム・ひまわりクラスを行っています。 ご希望の方は、申込みが必要です。 保育を必要とする要件に該当し、申請した方は施設等利用給付認定(新2号認定)を受けることもできます。	園に申込の上、区役所に認定申請が必要です。 ○就労の場合は、保護者の勤務時間と通勤時間(両親とも)を併せて各家庭の「保育時間」を決定します。 ○両親どちらかがお休みの時は、教育標準時間のみの保育になります。 ※教育標準時間 上記参照 ○保育認定以外(私用等)の要件で園児をお預かりすることはできません。		

注意事項

- ・在園中も、各ご家庭の事情によって、認定区分（1号認定・2号認定）は、定員の枠内で変更可能です。
- ・認定区分を変更される際や認定事由を変更する際は必ず、幼稚園職員室に申込の上、前月20日までに必要書類を幼稚園(区役所)にご提出ください。
- ・現在の費用については、国の制度や社会情勢等により、年度途中でも変更になる場合があります。
- ・預かり保育には、加配教諭の補助がないため、要支援児の受け入れに関しては、事前に必ず相談してください。園での園児の様子により、お預かりできない場合がありますので、ご了承ください。
- ・閉園時間を過ぎてのお迎えにつきましては別途料金(10分毎1,000円)を頂くとともに、それ以降の預かり保育は、一切利用できなくなりますことをご了承ください。
- ・登降園時の打刻を忘れた方は、事務手数料一律 500円/回（1人あたり）かかるとともに、打刻忘れが多い場合は預かり保育をお断りすることがありますのでご了承ください。
各市町村への書類提出と、安全管理を目的としておりますので、皆様のご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

利用料金表（4月～）

(月額、単位：円)

1号認定		単 発 (いちにちホーム)			月 極			
		預かり保育 利用料金 (冷暖房費含む)	給食費		預かり保育 利用料金 (冷暖房費含む)	給食費		
			主食費	副食費 (おやつ代含む)		主食費	副食費 (おやつ代含む)	
↔	特別早朝 7:30～8:00	200			1,000			
	早朝 8:00～8:40	200			1,000			
←→	平日 14:00～18:00	1,000		100	11,000	500	2,000	
	水曜 13:00～18:00	1,200		100				
	短縮 ~18:00	1,400	100	350				
	長期 8:40～18:00	1,900	100	350				
↔	夕刻 18:00～19:00	250		50	1,000		500	
土曜日	月極はありませんが、月の限度額は 3,000円です。							
←→	ホーム							
↔	土曜日			50				
↔	長期土曜			50				

※前日16:00以降の変更・当日の欠席はキャンセル料がかかります。

(月額、単位：円)

2号認定		単 発			月 極			
		↔ 部分	預かり保育 利用料金 (冷暖房費含む)	給食費		預かり保育 利用料金 (冷暖房費含む)	給食費	
				主食費	副食費 (おやつ代含む)		主食費	副食費 (おやつ代含む)
標準時間	夕刻 18:00～18:30			50			500	
	特別夕刻 18:30～19:00	200			2,000			
	土曜 8:00～17:00			50				
短時間	特別早朝 7:30～8:00	200			1,000			
	早朝 8:00～8:40	200			1,000			
	夕刻 17:00～18:00	200			1,000			
	夕刻 18:00～18:30	200			1,000			
	特別夕刻 18:30～19:00	200		50	2,000		500	
	土曜 8:00～17:00			50				

※月～金の保育時間が18:00を超えている方はおやつ代がかかります。負担がある方はお知らせします。

1号認定の預かり保育

教育標準時間終了後より18:00まで（土曜日は17:00まで）お預かりします。
7:30～19:00までお預かりする、特別預かり保育も実施しています。

- ホーム（月極） 申込 - 優先入園の方 優先希望届時に、預かり保育希望で”希望する”を選択してください。
一般入園の方 一般入園の受付時に空きがあれば募集します。
- 費用 - 月～金コース 月額13,500円（給食費・おやつ代・冷暖房費含む）
土曜日の月極はありません。
※詳細は裏面料金表をご覧ください。

- いちにちホーム（単発） 申込 - 「れんらくアプリ」にて、24時間行うことができます。但し、申込は締切期限がありますのでご注意ください。
※詳細は入園受付後、3月に配布する「てびき」をご参照ください。
- 費用 - 月・火・木・金 1,100円（おやつ代・冷暖房費含む）
水 1,300円（おやつ代・冷暖房費含む）
土 1,300円（おやつ代・冷暖房費含む）※弁当持参
※詳細は裏面料金表をご覧ください。

◇ひまわりクラス

長期休暇中に保育を希望される園児対象に、ひまわりクラス(定員20名)を開設しています。
教育標準時間の9:00～14:00(水 13:00)お預かりします。土曜日はありません。
申込や費用については、長期休暇前に手紙でお知らせします。

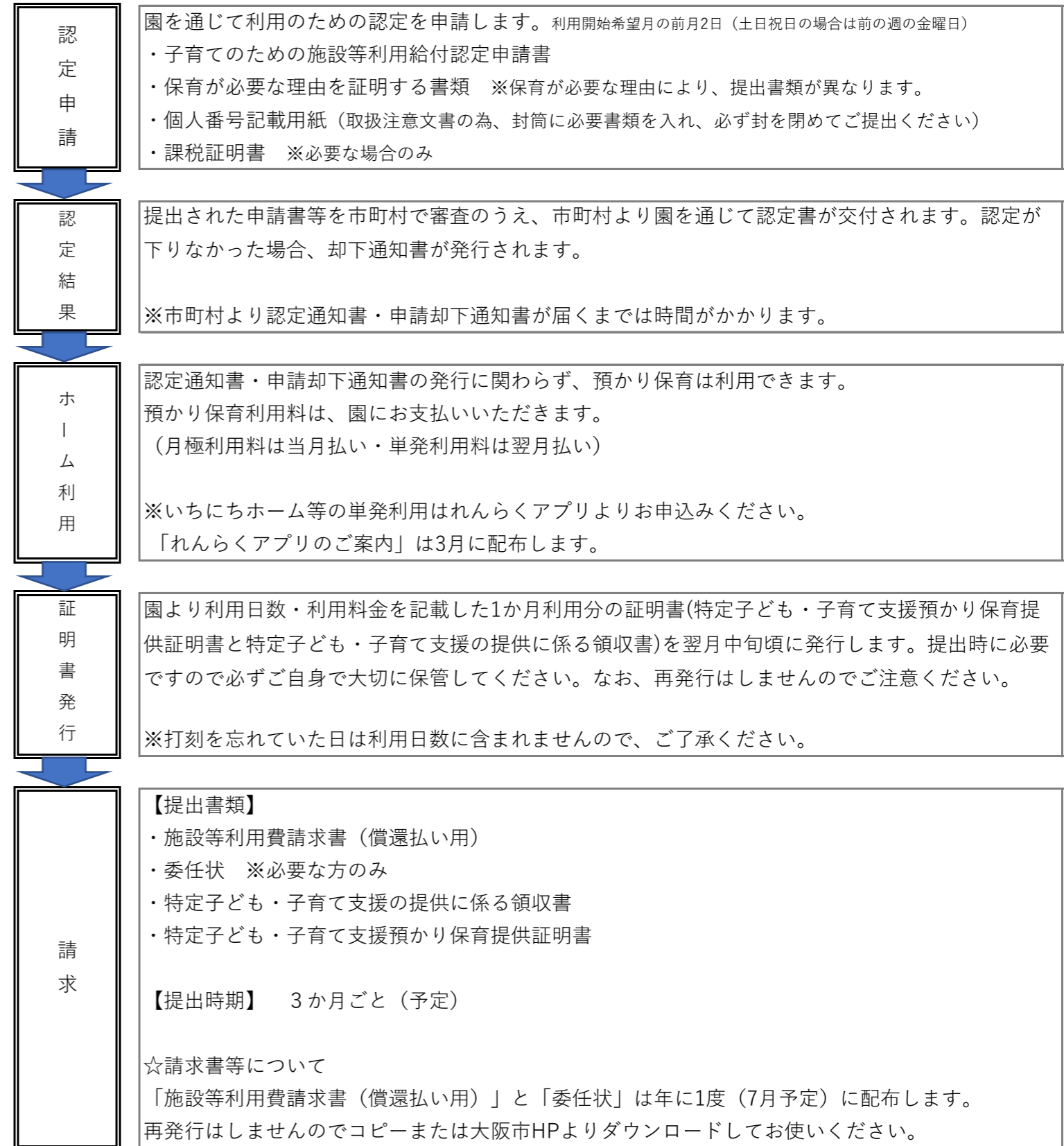
施設等利用給付認定(新2号認定)について

令和元年10月から、1号認定の中に「施設等利用給付認定(新2号認定)」が設けられました。1号認定で『保育を必要とする要件』のある方が預かり保育を利用する場合は、利用料が無償化の対象となり、償還払いで給付されます。全ての費用が無償になるわけではありません(給食・おやつ代を除く、上限あり)
※園を通じて市町村へ認定申請（新2号認定）を行い、認定を受ける必要があります。
※多額の税金が投入されていますので、一定のルールを順守ください。

- 対象 - 『保育を必要とする要件』がある旨を、市町村へ認定申請を行い、認定を受けた子ども
- 給付 - 償還払い（日額450円、上限11,300円）
預かり保育の利用料金を幼稚園にいったん全額支払い、市町村に各自で申請をして払い戻しを受けること
- 提出物 - ・子育てのための施設等利用給付認定申請書
・保育が必要な理由を証明する書類 ※保育が必要な理由により、提出書類が異なります。
・個人番号記載用紙（取扱注意文書の為、封筒に必要書類を入れ、必ず封を閉めてご提出ください）
・課税証明書 ※必要な場合のみ
- 提出場所 - 幼稚園職員室
- 提出時間 - 9:00～17:00
- 提出期限 - 利用開始希望月の前月2日（土日祝日の場合は前の週の金曜日）
※提出日以外は受付ができませんので、ご了承ください。

申請書は2月頃に大阪市より届く予定です。4月からご希望の方は、2月のいちにち幼稚園時に職員室にお越しください。

施設等利用給付認定(新2号認定) 手続きの流れ



2号認定の預かり保育 (のびのび)

満3歳以上の子どもであって、保護者の労働または疾病その他、内閣府で定める事由により、家庭において必要な保育が困難な方が区役所に申請を行い、認定を受けた子どもが対象です。
2号認定に変更希望の方は、5月1日から変更できます。
令和元年10月から幼児教育・保育の無償化により保育料が無償になりました。
※多額の税金が投入されていますので、一定のルールを順守ください。

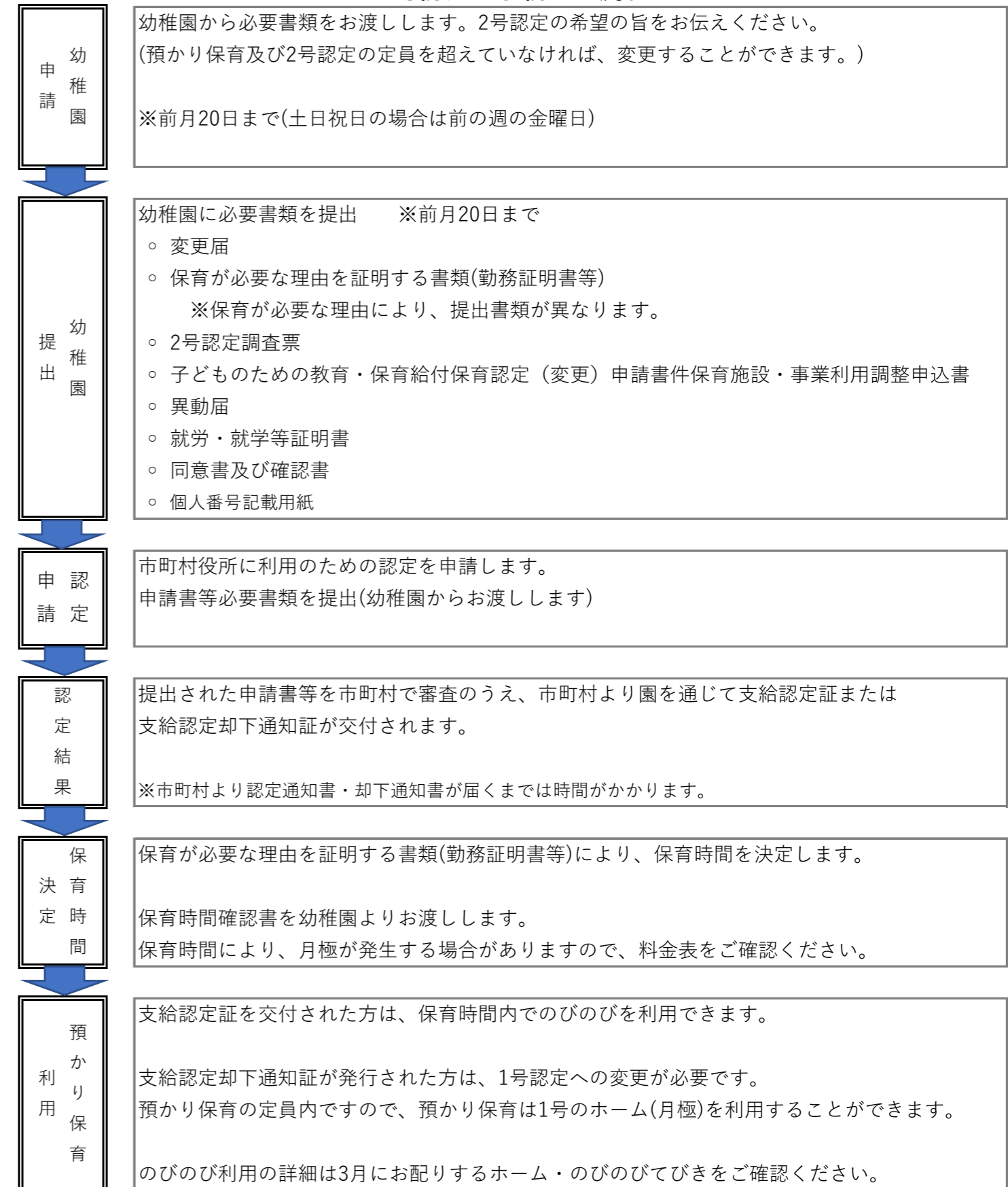
定員 - 50名

時間 - 保育認定要件以外の理由（私用等）で園児をお預かりすることはできません。
(例)就労の場合→保護者の勤務時間と通勤時間（両親とも）を併せて各家庭の保育時間を決定します。
※両親どちらかがお休みの時は、教育標準時間のみの保育になります。

- 提出書類 - (就労の場合)
- 変更届
 - 勤務証明書
 - 2号認定調査票
 - 子どものための教育・保育給付保育認定（変更）申請書件保育施設・事業利用調整申込書
 - 異動届兼支給認定変更申請書
 - 就労・就学等証明書
 - 同意書及び確認書
 - 個人番号記載用紙

その他の認定の事由に関しては、職員室までお問合せください。
※認定変更の際、毎度上記書類の提出が必要です。

2号認定 手続きの流れ



※勤務時間の変更等、勤務条件の変更の場合も「変更届」の提出が必要です。